平成２８年（フ）第６１６９号
東京都立川市若葉町２丁目６番地の12
破産者　創和建設株式会社
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１７０号
東京都立川市若葉町２丁目６―12―203
破産者　山本　博司
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１７９号
東京都中野区弥生町３丁目24番21号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿４丁目19番７号
破産者　有限会社岸商会
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８０号
東京都中野区弥生町３丁目24―21
破産者　岸　　早太
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８１号
東京都中野区弥生町３丁目24―21
破産者　岸　　玲子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２１６号
東京都港区西新橋１丁目２番９号　日比谷セントラルビル14階
破産者　アリア株式会社
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２１７号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２－６－11―103、住民票上の住所東京都港区元赤坂１丁目５―20―509
破産者　松本　由美
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２２８号
東京都文京区本郷２丁目11番10号　ウェルストンハイツ101、商業登記簿上の住所東京都文京区本郷２丁目11番10号
破産者　株式会社フォワードインターナショナル
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２２９号
東京都文京区本郷２丁目11―10―101、住民票上の住所東京都文京区本郷２丁目11―10
破産者　藤野　高弘
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２７７号
東京都品川区東五反田１丁目７番11号
破産者　ＩＪＳ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２７８号
東京都大田区久が原１丁目６－８―506
破産者　渡邉　芳己
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９１号
東京都八王子市打越町1481番地の４
破産者　有限会社成和建設
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９２号
神奈川県伊勢原市田中300―１―307
破産者　及川　　剛
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３１４号
東京都渋谷区恵比寿１－８―11　スカイエビスビル５Ｆ
破産者　株式会社Ｎｏｗ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３９号
東京都中央区銀座６丁目17番２号
破産者　株式会社アンカーズ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４０号
東京都杉並区荻窪５丁目１－６―303
破産者　伊藤　　隆
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４６号
東京都杉並区和泉４丁目44番44号
破産者　有限会社望月商店
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８０３号
東京都江東区南砂３丁目８－２―1214
破産者　伊藤　広治
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９１１号
東京都港区南麻布１丁目６―31―1103
破産者　戸根　秀夫
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９２２号
東京都世田谷区若林２丁目17―18―202
破産者　古屋　正子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９３２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目55―15―404
破産者　塚田　政美
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部